

訪問型サービスコード表（令和7年4月）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス１１	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) １週に１回程度の場合		1, 176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス１１日割			1176 単位	日割の場合	39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス１２		(2) １週に２回程度の場合		2, 349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス１２日割			2349 単位	日割の場合	77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス１３		(3) １週に２回を超える程度の場合		3, 727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス１３日割			3727 単位	日割の場合	123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１１	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) １週に１回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１１日割			1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１２		(2) １週に２回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１２日割			1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１３		(3) １週に２回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１３日割			1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算１１	業務継続計画未策定減算	(1) １週に１回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算１１日割			1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算１２		(2) １週に２回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算１２日割			1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算１３		(3) １週に２回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算１３日割			1 単位減算	-1	1日につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算１	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算２		事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算３		同一の建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(１) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(２) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	月１回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(１) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	

A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5 つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。